

Client Alert

28 July 2022

本アラートに関する お問い合わせ先



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
Kensaku.Takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com



岡田 次弘
カウンセラー
03 6271 9541
Tsugihiko.Okada@bakermckenzie.com



大橋 真葵子
アソシエイト
03 6271 9504
Makiko.Ohashi@bakermckenzie.com

電気通信事業法改正：クッキー等の利用及び利用者識別情報に関する新たな規制の導入

2022年6月13日、電気通信事業法改正法（以下、「本改正」）が成立した。本改正には、一定の事業者による利用者識別情報やクッキーを含む個人に関連する情報の利用について新たな規制が含まれ、適用対象となる事業者は、今後制定される省令の内容も踏まえた対応が必要となる。

クッキー等の電気通信役務の利用者に関する情報の第三者提供に関する規制の導入

本改正により、一定の事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与することが義務付けられる。

この義務の対象となるのは、電気通信事業を営む者等のうち、今後総務省令で定められる事業者である。

対象となるデータの範囲も今後制定される総務省令によって確定されることとなるが、具体例としては、いわゆるサードパーティークッキーが想定されており、ファーストパーティークッキーや、OS情報、画面設定、言語設定に関する情報などは対象外となる見込みである。

本改正の施行後、対象となる事業者は、対象となるデータを外部に送信する場合、当該データの内容や送信先等について、あらかじめ、①利用者に通知するか利用者が容易に知り得る状態に置く、②利用者の同意を得る、あるいは③オプトアウト措置を講じる、のいずれかの対応を取らねばならない。これらの措置の詳細についても、今後制定される総務省令によって定められる。

特定利用者情報についての適正な取扱いのための措置の義務化

また、改正法下では、一定の規模を超える電気通信役務を提供する電気通信事業者は、通信の秘密により保護されるべき情報及び利用者を識別できる一定の情報（以下、「特定利用者情報」）について適正に取り扱うべき事業者として指定を受けうることとなった。かかる指定を受けた事業者は、以下の義務を負うこととなる。

- 特定利用者情報についての情報取扱規程の作成・届出
- 取得する特定利用者情報の内容、利用の目的及び方法を定めた情報取扱方針の策定・公表
- 情報取扱状況の自己評価と、評価に基づく情報取扱規程及び情報取扱方針の変更
- 特定利用者情報統括管理者の選任・届出

対象となりうる事業者の業種及び規模は未確定であるが、ユーザー数が1000万人以上となる電気通信事業者とするといった基準が検討されている。

その他の改正事項

本改正は、上記のほか、以下の規制も新たに導入する。

- 電気通信事業者は、業務の停止や一定の情報漏洩が発生した場合について、総務大臣への報告義務を負う。
- オンライン検索エンジン事業者や SNS 事業者など、検索情報電気通信役務又は媒介相当電気通信役務を提供する者に該当する場合、電気通信事業の届出等が義務付けられる。
- 大手携帯キャリアや特定の電話回線事業者といった、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に該当する事業者は、当該役務の提供を義務付けられるとともに、当該契約の締結に関する協議のため一定の情報提示が義務付けられる。

事業者への影響

本改正の施行日は、今後総務省令によって定められることとなるが、遅くとも2023年6月16日までの間に施行されることとなっている。対象となりうる事業者は、総務省令の制定を待ち、自身が本改正による新たな規制の対象となるかを確認する必要がある。

そのうえで、対象となる電気通信事業者は、サードパーティークッキーなどの対象となるデータの利用について、施行日までに、一定の事項を事前公表するなどの準備が必要となる。したがって、今後の省令の制定に関する動向を注視し、対象となるデータの処理があるかを確認の上で、対象となる場合には、既存のプライバシーポリシー等をアップデートしていくといった対応を進めることが肝要である。

なお、クッキーを代表とする、個人に関する情報であるが、そのみでは特定の個人を識別させない情報については、①その保有者においてほかの情報を参照することで本人を特定することが可能である限りは、個人情報として個人情報保護法の規律の対象となり、また、②保有者においては個人を特定できない場合であっても、それを第三者に提供する場合で、受領者において本人を特定することが可能と考えられる場合には、個人情報保護法に定められた、個人関連情報に関する規律が適用され、第三者に提供するに先立ち、当該第三者が情報を受領することについて本人の同意が得られていることを確認する義務が課されている。仮に本改正の規制対象外となる場合であっても、かかる個人情報保護法上の規制の対象となりうることに留意が必要である。

また、特定利用者情報についての規律について対象となる指定を受けた場合には情報取扱規程の作成及び届出といった義務も課されるため、大臣による特定利用者情報についての規制対象となる事業者の指定の動向にも留意が必要である。